

# 令和5年度豊中市PTA連合協議会・第2回役員会

連Pスローガン「未来に繋ごう、子どもの笑顔と地域の絆」

7月7日（金）19時～教育センター

## 次第

（進行：社会教育課）

1. 会長あいさつ 三間会長
2. 安全互助制度 損保ジャパンパートナーズ茶園様
3. 各ブロックより報告
  - 北東部ブロック 酒井ブロック長
  - 北中部ブロック 福田ブロック長
  - 北西部ブロック 中村ブロック長
  - 東部ブロック 小笹ブロック長
  - 西部ブロック 陰山ブロック長
  - 南部ブロック 内田副ブロック長
  - 副会長会 中尾副委員長
4. 教育委員会より報告、質疑応答 長坂事務局長  
藤原理事
5. 議題案件
  - ・ 学校PTA活動助成金
  - ・ 連P発「学校予算とPTA予算の一覧表」
  - ・ 市長タウンミーティング（日時の希望する曜日・時間帯、参加者）
  - ・ 安全互助制度（チラシ配布等）
6. その他
  - ・ 役員から質疑応答
  - ・ 事務局から連絡
  - ・ 次回開催日程の確認 月 日（ ）19時～教育センター
7. 閉会あいさつ 会長代行

## 豊中市 PTA 連合協議会・第2回役員会 議事概要

開催日時：7月7日（金）19時～20時30分

開催場所：教育センター研修室、オンラインとのハイブリッド形式

出席者：〈豊中市PTA連合協議会〉（以下、「連P」という）

三間会長（庄内さくら学園）、小笹会長代行（緑地）、  
中村会長代行（大池）、岩田書記（14中）、内田会計（千成）  
北之坊広報副委員長（原田）、  
中尾副会長会副委員長（庄内さくら学園）、  
陰山生活安全委員長（豊島西）、白石生活安全副委員長（寺内）、  
福田副会長（東豊中）、矢野副会長（東豊台）  
「ズーム参加」酒井広報委員長（新田南）、藤井副会長（西丘）  
〈豊中市教育委員会〉  
長坂事務局長、藤原理事、北村次長兼社会教育課長、島津副主幹、  
佐々本主査、田井主査

### ○次第

#### 1. 会長あいさつ

三間会長から、貴重な時間なので有意義な会議にしたい旨、挨拶があった。

#### 2. 安全互助制度

豊中市連P安全互助制度の委託会社である損保ジャパンパートナーズ様から、下記の通り、保険の補償内容等について説明があった。

- ・ 傷害保険（見舞金制度含む）と賠償保険に分かれる
- ・ PTA活動中（往復を含む）にケガ等された場合に傷害保険が適用される。
- ・ 対象者はPTA会員（同居家族含む）・児童生徒・参加が事前にPTAにより認められているかた（講師やボランティア様）
- ・ 熱中症は対象外で、この契約の中で追加する事は難しく、別契約になる。
- ・ 第三者にケガをさせてしまった場合や、第三者の物を壊した場合に賠償保険が適用される。

事務局から、補償の具体例や詳細については連Pホームページに掲載している「安全互助制度てびき」をご確認いただきたい旨、発言があった。

#### 3. 各ブロックより報告

福田副会長（北中部ブロック）から、別紙の通り、ブロック会議録を作成したので、ご確認いただきたい旨、報告があった。

中村会長代行（北西部ブロック）から、6月にブロック会議を開催し、コドモンのPTA利用・研究大会・連P総会・個人情報保護法の取扱いの勉強会について意見交換した旨、報告があった。

白石生活安全副委員長（東部ブロック）から、「中学校給食の不評」、「クラブ活動の顧問不足」、「有名人からの中学校の吹奏楽部への楽器援助」について情報交換をした旨、報告があった。

三間会長から、試食会を実施したが、味には満足している。また、少し量が少ないと思ったが、金額面や栄養バランスを考えると妥当なところだと思う旨、発言があった。

藤原理事から、本市では部活動指導員ならびに部活動指導協力者の制度を導入しているが、予算面や人材発掘面等において課題はある。クラブ活動顧問については、地域移行と併せて全国的な課題との旨、発言があった。

長坂事務局長から、B'zの松本孝弘様からの寄附の対象は、高校の軽音楽部への楽器援助で、中学校の吹奏楽部には楽器の寄贈はなかった旨、発言があった。

岩田書記から、新ブロックになり、小中学校PTAそれぞれ同士での情報共有量が少なくなったと思われる。小中学校PTA同士での情報交換する場も必要かと思う旨、発言があった。

中尾副会長会副委員長から、副会長会で小中学校PTAそれぞれ毎の情報交換会の実施を計画したい旨、発言があった。

陰山生活安全委員長（西部ブロック）から、10月28日にスポーツ大会、11月中旬に研究大会を実施する事を決定した旨、報告があった。

内田会計（南部ブロック）から、研究大会はしないが、11月にスポーツ大会の計画をしている旨、報告があった。

#### 4. 教育委員会より報告、質疑応答

長坂事務局長から、自己紹介があり、今年度も連Pと教育委員会が連携して情報共有していきたい旨、説明があり、以下の事項について報告があった。

○修学旅行や林間学舎等の泊を伴う行事の費用が補助の対象になり、その費用については保護者負担が無償化になっている。将来的には、「学びの水準」に直結する副教材等の学校教育活動にかかる費用も無償化できるよう検討していきたい。

○給食について、委託業者の輸送時間の関係から、法令に則った冷凍等の工程上、冷たいままで提供していることも影響していると思われるが、学校給食課に問合せいただき、試食会を実施いただきたい。

藤原理事から、泊を伴う行事については、学校の教育課程上の活動となり、学校行事であるので、実施の内容の計画や延期等については学校判断で行われる。その中で、学校から相談を受けた場合には、教育委員会からも助言等を行っている旨、補足があった。

## 5. 議題案件

### ・学校PTA活動助成金

事務局から、第1回役員会で議論し、ブロック内での意見集約した内容を反映した、総会の予算審議でも承認された、学校PTA活動助成金についての規程（別紙）の提案があり、承認された。

### ・連P発「学校予算とPTA予算の一覧表」

三間会長から、「学校予算とPTA予算の一覧表」作成を検討しているが、現時点で共有したい内容について下記の通り、発言があった。

○学校運営に必要な物品の購入や学校施設管理に要する経費については、公費予算で負担されるべきだが、PTAが任意に経費支援を行っている現状がある。

○基本的には、学校とPTAで話し合っ決定する事だが、より良い話し合いの参考になるような、きっかけの一つとしたい。

○連P会則第12章（役員会）第20条「役員会は本会の執行機関として、次の任務を行う。(2)各協議会から提起された議題について審議あるいは協議する。」の通り、各ブロックから連P役員会へ議案提案が可能になっている。単P予算の運用を含めたPTA活動でお困りの事があれば、ブロック会長会で正副ブロック長に相談いただき、議論後、別紙の提案書を連Pに提出いただきたい。その内容について役員会で議論して、教育委員会に相談したいと思う。

### ・市長タウンミーティング（日時の希望する曜日・時間帯・参加者）

三間会長から、今年度も10～11月頃の平日に、学校やPTAについて意見交換ができる「市長タウンミーティング」を実施したい旨、説明があった。

併せて、会長・会長代行・書記・会計・顧問を基本的な出席者として、人数に余裕がある場合には、出席を希望する役員を募りたい旨、発言があった。

### ・安全互助制度（チラシ配布等）

事務局から、安全互助制度のお知らせ文書（家庭数+教職員数）を、学校連絡便で加入している32校に送付したので、加入している単Pの会員の手元に届く予定である旨、報告があった。

併せて、4月から保険適用されること、単Pから退会の申し入れが無い限り自動加入で継続されることについて、説明があった。

（55校のうち23校が、安全互助制度を退会し、大阪府PTA協議会の安全会活動補償制度に移行されている。）

## 5. その他

### ・次回開催日程

事務局から、次回役員会の開催について提案があり、9月5日（火）19時～教育センター教科教育室で「第3回役員会」を開催することとなった。

## 6. 閉会あいさつ

小笹会長代行から、8月は学校も役員会も夏休みになるので、次回はリフレッシュした状態で意見交換できる役員会にしたい旨、挨拶があった。

# 第三回 ブロック会議

会場：豊中市立東豊台小学校

記録：矢野徳一

## 1. 協議事項

### 1) 単Pで行うイベント補助金（連Pから単Pへの支援計画）について

#### ① 役員会での案として以下A案とB案を説明

A案：優秀な活動報告の3～5校の単Pに5万円ずつ支払う案

B案：活動計画（報告）書の提出さえあれば、最大55校の単Pに2～3万円支払う

#### ② 役員会での案として以下A案とB案を説明

A案は審査基準が不明確で、活発な単Pだけに脚光が当たるのに対しての懸念があり、B案は単にPTA活動だからという内容で補助金を出すのはあまり有効的な使い方ではないのではないか。

#### ③ 北中部ブロックとしては、B案をベースにテーマを【熱中症対策補助費】として、アフターコロナにより運動会や地域イベントが復活してきている時期だからこそ、連Pから全単Pに対しての補助金を配布することが一番望ましいのではないかと意見に集約した。

#### ④ 形式は、連Pが用意するA4サイズ1枚程の申請書に、申請者である単Pが使用イベントの詳細などを記入する方式が良いのではという意見も出た。

### 2) 北中部ブロック研究大会について

#### ① 研究大会の開催を決定し、構成としては本年度から小学校と中学校が同じブロックになっていることからテーマが定めにくい点があるが、講演会と情報交換という構成で進めることに決定した。

#### ② これまでの開催内容を基に検討した結果、PTA活動に関わる現状の問題をテーマとして事前に質疑事項や課題点などを抽出し、課題解決に向けてのパネルディスカッション形式にする方向性で進めていくことに決定した。

#### ③ 開催時期について、土曜日及び日曜日で教室や体育館の使用可能日程を、研究大会担当の桜塚小学校上田会長が学校側に都合を確認することで決定した。

### 3) 各単Pによる協議及び共有内容について

#### ① 人権教育推進委員協議会（人権協）の選出委員方法について

- ・ PTAから各校区にある人権協に委員（任期2年間）を選出しているが、学校によっては副会長が選出されているのに対して、他校区はどういう状況で選出されているかを共有。任期2年間となっていることから、PTAの任期1年間と合わな

いため齟齬が生じている現状がある。各校区の加入状況や任意性なども共有した。

② 各学校のコードモンの活用状況について

- ・ 個人情報の関係で連絡網が廃止になり、安否確認などをコードモンで行う現状を共有。他に<Googleパーソンファインダー>などを検討している学校がある。
- ・ 総会資料の配信方法を、e-スクール、PTAのホームページ、コードモンによるGoogleフォームで行っている学校がある。
- ・ PTAとしてコードモンの契約をしている学校があるが、そのような活用方法のバラツキがあることが問題でないかとの意見があった。
- ・ 学校側によるコードモンの活用方法が、学校・学童・PTAと色々あるので保護者側や教員側が混乱する事例や、登録を促す作業が学校側への負担が多くあることを前提にコードモンの活用を検討する必要がある。
- ・ 学校にインターネット回線がないことも課題のひとつであり、連Pもしくは豊中市が各学校にネット環境を整備していただくことが望ましいとの意見があった。
- ・ 他にも情報共有として、LINEワークスやドロップボックスを活用している状況を共有した。

③ PTAからクラブ活動への支援について

- ・ 吹奏楽部の楽器が不足していて、楽器購入をクラブ所属の保護者が負担をしている現状の中で、子どもはやりたくても保護者が吹奏楽部に入ることを止めるケースがある。PTAや学校の支援状況を共有した。
- ・ 学校によっては、地域イベントなどで保護者会によるバザーなどで資金造成していることや、クラウドファンディングを活用することも先進的な取り組みとしてありなのではないかとの意見があった。

## 2. 依頼事項

### 1) ブロック会長会議の開催方針、開催場所、議事録作成担当について

- ① 基本的には連P役員会の翌々週に行う。連P役員会の内容や単Pからの相談や共有事項がなければ会議は日程が決まっても無しにする。皆さんの仕事の都合上、毎月の会議の日程は固定せず、都度日程調整をして決定することに決定した。

② 会場担当校の割り当て

6月：開催なし    7月：少路    8月：上野    9月：熊野田  
10月：南桜塚    11月：3中    12月：11中    1月：15中

### 2) 次回開催日の確認

- ① 次回の連P役員会が6月24日なので、翌々週となると7月3日から7月9日だが、担当校の都合により7月24日から7月31日で開催する方向で検討

(担当：少路小)

## 学校 PTA 活動助成金規程

### 第 1 条（趣旨）

本規程は、本会に所属する学校 PTA の活動を尊重し、その活動に助成する学校 PTA 活動助成金に関する事項について定める。

### 第 2 条（活動の定義）

本規程でいう活動とは次のいずれかに該当するものとする。

- （1）学校 PTA の健全なる発展に寄与するもの。
- （2）豊中市立学校並びに地域社会の教育環境の向上に繋がるもの。
- （3）教育問題について、学校 PTA 会員の関心を深めるもの。

### 第 3 条（助成金の支払い基準と額）

助成金の支払い基準は次のように定める。

- （1）本規程第 2 条に該当する活動内容とする。
- （2）申込書提出のあった学校 PTA に予算の範囲内で一律 2 万円支払うものとする。
- （3）予算を超える申込があった場合は、別途役員会で協議の上、助成額その他必要な事項を決定する。

### 第 4 条（助成金の申込と支払い）

学校 PTA は、所定の様式に記載し、事務局に申込むものとし、事務局は申込があった場合は 1 か月以内に支払うものとする。

### 第 5 条（助成金の申込期限）

申込は、当該年度の会計監査が行われる 1 週間前までを締切りとし、その後の申込は原則できない。

### 第 6 条（規程の改正）

本規程の改正は、役員会にて協議、決定する。

### 第 7 条（その他）

- （1）計画された活動内容を中止した場合、返金するものとする。ただし、別の活動内容による申込書の再提出を認める。
- （2）本規程で処理できない場合は、その都度、役員会で協議により処理する。

（付則）本規程は、令和 5 年 7 月 7 日より施行するが、実施については年度ごとに役員会で協議するものとする。



# 提案書

令和 年 ( ) 月 日

( ) ブロック  
( ) ブロック長  
( ) 副ブロック長

我々は豊中市PTA連合協議会の協議会（ブロック）を代表し、役員会における議案として下記の内容を提案します。会則第12章（役員会）第20条「役員会は本会の執行機関として、次の任務を行う。(2)各協議会から提起された議題について審議あるいは協議する。」の規定に基づき、審議・協議が行われることを願います。

## 記

【種類】 審議・協議（いずれかに○）

【議案】 \_\_\_\_\_ について

【内容・経緯など】

【参考書類】 ・

・

以上

※審議：結論を出すのが前提、役員会で議決まで依頼する。

※協議：結論を目的としない。「議論の方向性を決め、話し合いを深めること」。